

男女共同参画 基本計画

内閣府

政府は、平成12年12月12日、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

本計画の策定に当たっては、平成8年12月13日に男女共同参画推進本部が決定した国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」の内容を基礎に、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成12年7月）を受け、並びに国連特別総会「女性2000年会議」（平成12年6月）での成果も踏まえています。

また、計画の策定過程で国民の皆様から幅広く意見・要望をお聴きし、寄せられた意見等を可能な限り反映するよう努力しました。

基本的考え方

本計画においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としてとらえ、その実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することとしている。

また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意している。

計画の対象期間

施策の基本的方向……平成22年（西暦2010年）までを見通した長期的な施策の方向性

具体的施策……平成17年（西暦2005年）度末までに実施する具体的な施策

計画の構成

男女共同参画基本計画

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 8 生涯を通じた女性の健康支援

- 9 メディアにおける女性の人権の尊重

- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化

- 2 調査研究、情報の収集・整備・提供

- 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図

男女共同参画推進本部

- ・施策の円滑かつ効果的な推進

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣府長官

本部長：全閣僚

男女共同参画担当官
(本部構成省庁関係局長等)
男女共同参画担当官会議

男女共同参画会議

- ・基本的な方針・政策、重要事項等についての調査審議
- ・政府の施策の実施状況の監視
- ・政府の施策が及ぼす影響の調査

議長：内閣府長官

議員：各省大臣等
学識経験者

専門調査会

男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)

連携

女性団体、メディア、学識経験者、自治体、地方公共団体、民間企業等

事務局

事務局

内閣府 男女共同参画局

総合調整・推進

関係行政機関

国際機関等

地方公共団体

※内閣府長官は、併せて男女共同参画担当大臣を命ぜられている。

第2部

施策の基本的方向と具体的施策

第2部では、中央省庁等改革後の新たな体制の下での施策の基本的方向及び具体的施策の内容を示しており、11の重点目標を掲げて、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。主な施策の内容は以下のとおりである。

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

我が国においては、女性の政策・方針決定過程への参画は近年進みつつあるものの、その状況は、国際的に見て十分とは言えない。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、男女共同参画社会基本法に定める責務として、国は、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が含まれている。

今後、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、まず、国が率先垂範して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。「国の審議会等委員への女性の参画の促進」については、男女共同参画推進本部が平成12年8月に決定した「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%に達成する」という目標に向けて、計画的に取組を進める。また、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」については、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において、女性の採用・登用等の促進に向けた計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。

さらに、国だけでなく、地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても、広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立的に機能しない場合がある。

このため、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げている。また、同法においては、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨を規定し、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策をも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な対応をとることを求めている。

これまで、我が国の社会制度等については、男女共同参画社会の形成という観点からの調査が十分に行われてきたとは言えない。このため、政府の施策が、女性と男性に実質的にどのような影響を与える

かなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めていくこととする。

また、女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られる「法識字」の推進を図るとともに、相談体制の充実を図る。

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって、この分野は極めて重要な意味を持っている。

女性労働者が性別により差別されることなく、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう男女雇用機会均等法等の履行確保を図るとともに、実質的な男女の均等確保を実現し、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションの促進施策を展開する。

また、労働者が、その価値観、ライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上で重要な課題となっていることから、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅就業等の健全な発展のための施策等を推進する。

4 農山漁村における男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

女性は、農業就業人口の6割を占めるなど、農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割は極めて大きく、生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献している。

食料・農業・農村基本法においても「女性の参画の促進」が明記されており、女性の社会参画及び経営参画を促進するため、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努めることとする。具体的には、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、各都道府県等の女性の参画目標を踏まえ、関係機関との連携の下、その達成に向けた体制整備を支援するとともに、啓発活動等を推進する。

また、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することが重要であることにかんがみ、女性の経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を進める。

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経

済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。

子育てについては、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努める。また、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

さらに、男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図ることができ、地域社会にも参加することができるようにするという観点に立って、労働時間の短縮を図るとともに、特にこれまで家庭や地域への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図る。

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
- (2) 高齢期の所得保障
- (3) 高齢者の社会参画の促進
- (4) 障害のある者への配慮の重視
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっている。65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の3分の2は女性である。また、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにつながる。

このため、介護の負担をとりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施するとともに、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進める。また、高齢者がその意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代と共に社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。

さらに、高齢者、障害者を含むすべての男女が、安全で快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進する。

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
- (4) 売買春への対策の推進
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (6) ストーカー行為等への対策の推進

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題である。

これまで、我が国においては、女性に対する暴力は潜在しており、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあったが、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であると

ともに、男女の固定的な役割分担など、我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくべきである。

このような認識の下、女性に対する暴力を根絶するため、広報啓発活動を一層推進するなど、社会的認識の徹底に努めるとともに、被害者が相談しやすい環境の整備、防犯対策の強化、刑罰法令の的確な運用、関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うこととする。

また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っているリプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

このようなリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高めるとともに、生涯を通じた女性の健康の保持増進対策を推進する。

また、女性の健康をおびやかすHIV／エイズ、性感染症、薬物乱用への対策の推進を図る。

9 メディアにおける女性の人権の尊重

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

世界規模の情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆるIT革命は、女性が情報発信を行うことを容易にし、新たなネットワークの拡大に資する。また、メディアを通じて女性の様々な参画の姿が広く伝達されることは、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することにつながる。

一方で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも現状においては少なくない。このため、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。

また、メディアからもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。

さらに、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、国の行政機関自らが、男女の描写方法に関するガイドラインを策定するなど、率先して取組を行う。

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識の涵養のために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

学校教育及び社会教育においては、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。さらに、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義を持つものである。特に、女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。

国内的には、男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を積極的にいかし、また、国際的には、国際社会の一員として、地球社会における平等・開発・平和の目標を達成し、世界の女性の地位向上に貢献するため、国連機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。その場合、女性だけに視点を当てるのではなく、女性と男性の不平等な関係や女性を不利な立場にしている社会的構造そのものを変えていくという視点に立って、取組を進める。また、途上国において経済危機が発生した場合、それが女性の社会的危機につながらないように視点を持って、必要な援助を適時適切に行う。

また、個別の援助案件の計画・実施・評価の各段階における女性の参画と受益を確保する視点に立って国際協力を実施し、援助側における女性の参画にも配慮しつつ、被援助国における男女共同参画の促進を図るよう努める。

第3部

計画の推進

第3部では、第2部に掲げた広範かつ多岐にわたる取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進するための方策や、そのために必要な推進体制の整備・強化について述べている。

平成13年1月6日からの中央省庁等改革において、男女共同参画社会の実現の重要性にかんがみて新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う男女共同参画会議が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が充実・強化された。こうした体制の機能を最大限に有効に発揮するため、その的確な運用を図ることは重要な課題である。

こうした国の取組はもとより、地方公共団体、女性団体、民間企業、経営者団体、労働団体、マスメディアその他の機関・団体、更には、老若男女を問わずすべての国民が、必要に応じて有機的な連携を保ちつつ、それぞれの立場で自主的に取組を展開することが期待される。

1 国内本部機構の組織・機能強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

- ・男女共同参画会議の機能発揮
- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

- ・施策の総合的推進、フォローアップ等
- ・年次報告等の作成
- ・行政職員の研修機会等の充実
- ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
- ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
- ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

2 調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
- ・我が国の取組の海外への発信

3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化・ 地方公共団体に対する支援の強化

- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
- ・NGOとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

男女共同参画基本計画は、内閣府男女共同参画局のホームページ
(<http://www.gender.go.jp>)で御覧いただけます。

男女共同参画基本計画のお問い合わせは

内閣府男女共同参画局推進課 住 所 東京都千代田区永田町1-6-1 (〒100-8914)
電 話 03-5253-2111 (代表)